



第3章 計画の基本理念

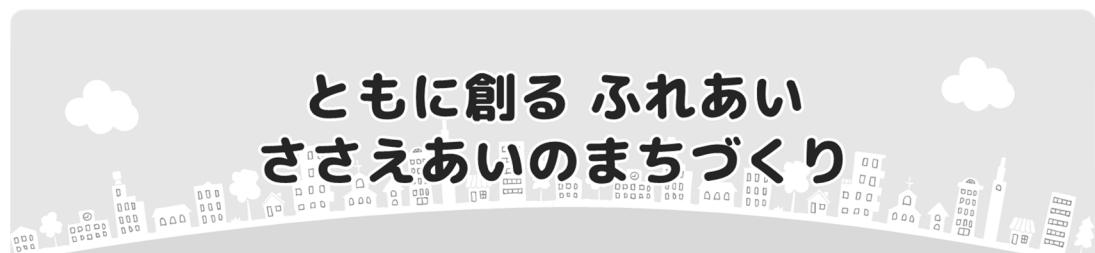
1 瑞浪市が目指す基本理念

本市では後期高齢者人口の増加とともに認知症高齢者支援、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への生活支援等が喫緊の課題となっています。一方、介護ニーズの増加により給付費の増大も看過できない課題といえます。

こうした状況の中、高齢者等ができるかぎり、住み慣れた地域において継続して生活ができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの推進を図り、深化していく必要があります。

そのため、地域包括ケアシステムを一層推進するとともに、上位計画である瑞浪市地域福祉計画の基本理念である「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」を本計画でも採用し、行政、市民、事業者等が連携しながら施策を展開していきます。

基本理念



| 2 計画推進の視点

基本理念に示したとおり、高齢者が住み慣れた地域で、主体的、自主的な暮らしを送ることを基本におき、お互いに支えあいながら歩んでいくことが重要だと考えます。こうした考えに基づき、地域における高齢者福祉施策の一層の充実を目指し、次の4つの視点を大切にしながら推進していきます。

(1) 自立した生活を送るための支援を強化します（自助）

“できることは自分で” “持てる能力を最大限に活かす”ことを基本に、自立生活を損なわない体制を構築します。

(2) 共に支えあい生活していく福祉文化を形成します（互助）

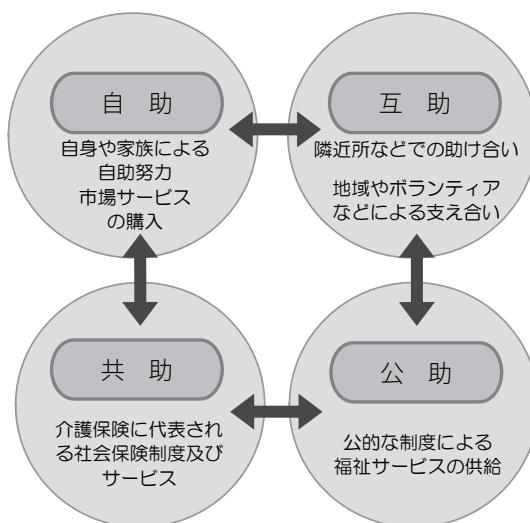
高齢者をはじめ誰もが同じ市民として、お互いを認めあい、支えあいながら共に暮らしていくけるよう、“支えあいのまちづくり” “お互い様のまちづくり”を進めます。

(3) 介護保険制度の持続性を確保します（共助）

介護保険制度の理念を堅持し、必要なサービスの提供体制を確保するとともに、給付と負担のバランスを図り、介護保険制度の持続性を確保します。

(4) 高齢者福祉サービスの提供体制を確立します（公助）

福祉サービスが必要になった時には、安心してサービスを受けることができるよう、体制を整備します。



| 3 基本方針と基本目標

本計画においては、基本理念に基づき、それを施策に結びつけるための具体化したテーマとなる基本方針と、その基本方針を推進するための本計画の骨組みとなる5つの基本目標を以下のように設定することとします。

基本方針 地域包括ケアシステムの深化と推進

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

基本目標 1 地域包括ケアの拠点の充実と機能強化

地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、多職種の協働による地域包括ケアの推進体制の充実を図ります。

また、関係機関等と連携し、在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。

基本目標 2 介護予防と生きがいづくりの推進

いきいきと人生を送ることができるよう、健康づくりと介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように支援します。また、地域活動の充実により生きがい活動を推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援します。

基本目標 3 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点に立ち、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。

基本目標4 安心して在宅で暮らせるしくみづくりの推進

高齢者の日常生活を支援するために、相談、民間事業者による見守り、安否確認等、在宅生活を継続するための支援を充実します。

また、高齢者が気軽に出かけられる公共交通の検討・見直しや、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

基本目標5 介護保険事業の充実

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図ります。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、介護給付の適正化を図ります。



4 重点施策

本計画を進めるために、5つの重点施策を以下のように設定することとします。

重点施策 1 地域包括ケアの拠点の充実

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」をさらに深化していくために、地域包括支援センターが、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等の業務を行う上で、地域の中核的な機関としての体制強化を図ります。

重点施策 2 生活支援サービスの体制整備の推進

高齢者の在宅生活を支えることを目的に、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置し、一体的な活動を推進します。

また、生活支援コーディネーターや生活支援・介護予防サービス提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として「協議体」を設置します。

重点施策 3 福祉意識の醸成と地域交流の拡充

在宅で生活する高齢者に対し、適切な生活支援や介護予防を提供することができるよう担い手養成講座やボランティア養成講座等で人材育成を行い、ボランティアの拡大に努めるとともに、高齢者を支える地域の支えあい意識の醸成を図ります。

また、住民主体による地域福祉活動や地域で集まる場の整備等を行い、地域における自主的な活動を支援していきます。

重点施策 4 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行を受けて、住民主体によるサービスや事業者による緩和したサービスの実施など要支援者等に合った多様なサービスを提供することにより、介護予防・日常生活支援総合事業等の充実を図ります。

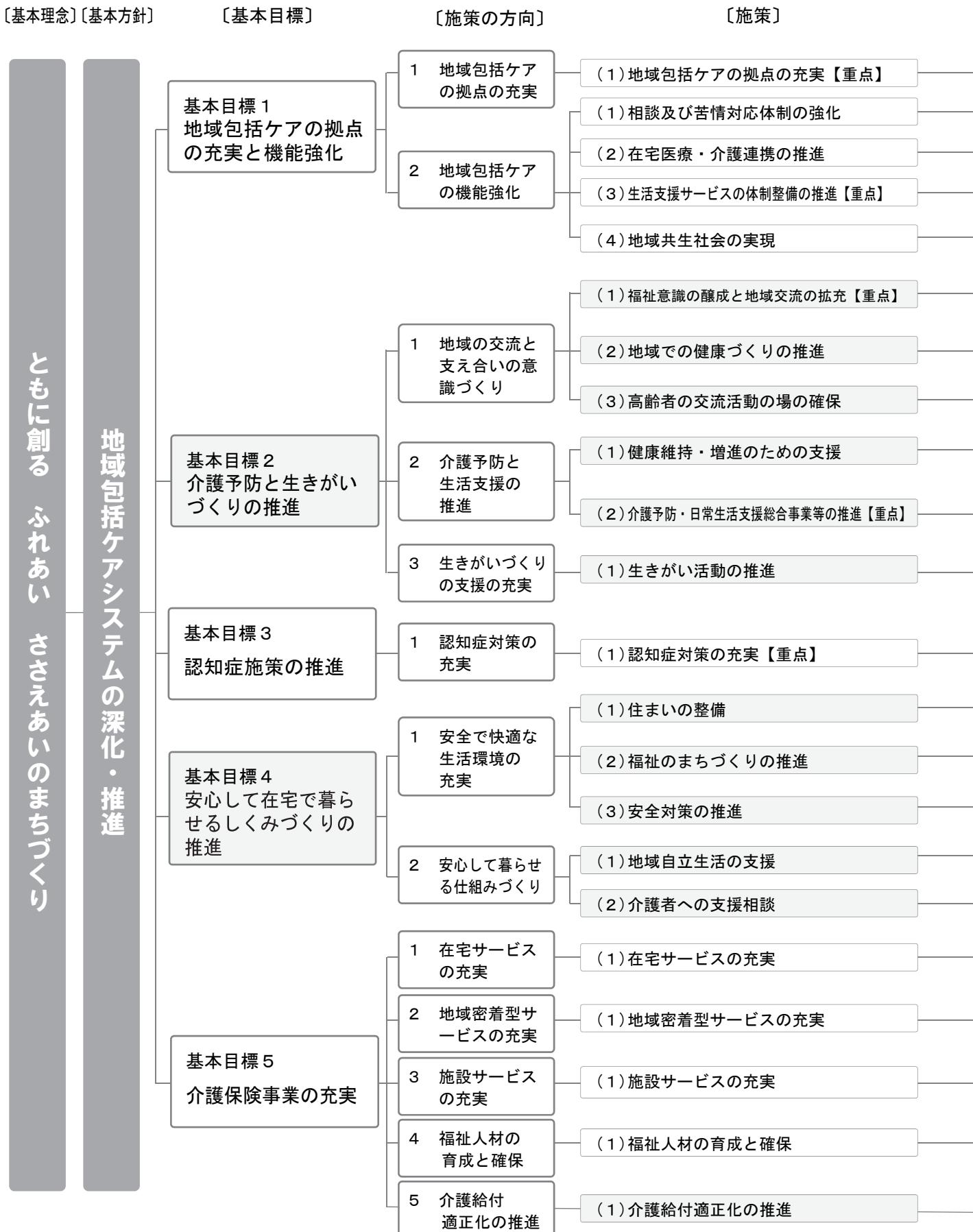
重点施策 5 認知症対策の充実

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるため、認知症への理解を深めるための普及・啓発として、認知症サポーターの養成等に取り組みます。

また、認知症の容態に応じた適切な支援を行うため、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動の充実を図ります。

5 施策の体系

ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり



[事業]

①地域包括ケアの拠点の強化

- ①相談及び苦情対応体制の強化 ②地域ケア会議の充実 ③権利擁護の推進 ④自殺予防

①在宅医療、在宅歯科医療・介護連携の推進

- ①生活支援サービスの充実 ②生活支援コーディネーターの設置 ③協議体の設置

①包括的な支援体制の構築 ②共生型サービスの創設

- ①福祉意識の啓発 ②福祉教育の充実 ③交流事業の充実 ④住民主体による地域福祉活動の確立 ⑤民生委員・児童委員、市民活動団体の活動支援
⑥ボランティアの育成 ⑦担い手の育成 ⑧介護予防サポーターの養成と活動支援 ⑨地域で集える場の整備

①地域で健康づくりの推進 ②食生活改善の推進

- ①老人憩いの家 ②宅老所

- ①各種健診等の実施 ②健康教育・健康相談の実施（一般介護予防事業等） ③高齢者向け予防接種の推進
④かかりつけ歯科医による口腔機能の管理

- ①訪問指導 ②うつ予防・閉じこもり予防 ③生きがい対応型デイサービス ④高齢者の生活支援（ささエールポイント）
⑤予防訪問介護相当サービス（訪問型サービスAを含む） ⑥予防通所介護相当サービス（通所型サービスAを含む）
⑦第一号介護予防支援事業 ⑧多様なサービスの構築

- ①長寿クラブ ②寿大学 ③いきいきサロン ④お達者クラブ・元気サークル若葉会 ⑤ひなたぼっこのつどい ⑥介護予防講座
⑦シルバー人材センター

- ①理解を深めるための普及・啓発の推進 ②容態に応じた医療・介護等の提供（初期集中支援チームの設置・発症予防・ケアパスの利用）
③介護者への支援 ④認知症地域支援推進員の配置 ⑤徘徊高齢者探索サービス

- ①住宅修繕相談 ②軽費老人ホーム（ケアハウス） ③養護老人ホーム ④高齢者の住まい

- ①福祉のまちづくりの促進 ②高齢者にやさしい公共交通 ③高齢者運転免許証自主返納支援 ④移送サービス

- ①緊急通報装置（あんしんネットワークシステム） ②民間事業者による見守り活動支援の充実 ③交通安全・防犯対策 ④災害対策

- ①生活支援 ②配食サービス ③寝具乾燥サービス

- ①広報活動の充実 ②介護に取り組む家族等への支援の充実

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養生活介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬住宅改修 ⑭居宅介護支援

- ①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④看護小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦地域密着型通所介護

- ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院

- ①福祉人材の育成と確保 ②口腔ケア等を行う施設職員の育成

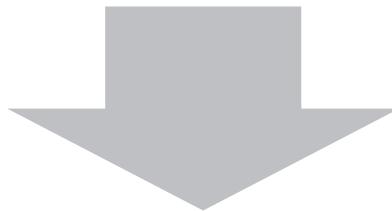
- ①介護給付適正化事業

| 6 日常生活圏域

本市では、今後は現在進められている統合後の中学校区を基礎単位として、地理的条件や人口等を踏まえて日常生活圏域を設定し、広域的・専門的サービスを提供していきます。介護予防事業やひとり暮らし高齢者対策など、地域ケアにかかるソフト面の施策を含め、よりきめ細やかな支援体制を展開し、地域福祉の充実を目指すことします。

第6期計画生活圏域

	圏域名	用途
日常生活圏域	瑞浪市日常生活圏域	ハード面の整備を行うための圏域
地域福祉エリア	日吉地域福祉エリア	ソフト面の施策（介護予防事業、ひとり暮らし高齢者対策など）を展開する際の単位となるエリア
	釜戸・大湫地域福祉エリア	
	明世地域福祉エリア	
	土岐地域福祉エリア	
	瑞浪地域福祉エリア	
	稻津地域福祉エリア	
	陶地域福祉エリア	



第7期計画生活圏域

日常生活圏域	中学校区	地域福祉圏域名	用途
瑞浪北部	瑞浪北 中学校区	日吉地域福祉エリア	日常生活圏域は、ハード面の整備を行うための圏域。 ソフト面の施策（介護予防事業、ひとり暮らし高齢者対策など）を展開する際は、日常生活圏域、地域福祉エリアそれぞれの単位で行う。
		釜戸・大湫地域福祉エリア	
		明世地域福祉エリア	
		土岐地域福祉エリア	
瑞浪南部	瑞浪 中学校区	瑞浪地域福祉エリア	
	瑞浪南 中学校区	稻津地域福祉エリア	
		陶地域福祉エリア	

